

# 兵庫県及び関連公社等資金運用指針

兵庫県財政課

策定：平成25年3月21日

改定：令和5年4月1日

## 第1章 総括的事項

### 1. 制定の目的

この指針は、兵庫県（以下、「県」と言う。）及び県が財政的支援を行う出資法人（以下、「関連公社等」と言う。）が、基金、基本財産、事業財産等の資金を運用にあたって留意すべき事項を定め、もって、県の健全な財政運営及び関連公社等の安定的な経営実現に資することを目的とする。

### 2. 運用にあたっての心構え

県及び関連公社等は、公的な団体として求められる使命、県民等に対する責務を自覚し、資金の運用にあたっては、安全かつ有利であることはもとより、流動性の確保にも十分留意し、中長期的にも運用資産全体の硬直化が起らないものとしなければならない。

### 3. 県及び関連公社等の責務

#### (1) 県の責務

県は関連公社等の資金運用に関し、指導・助言する立場にあることから、関連公社等の自主性に配慮しつつ、以下の行為を行う。

県及び関連公社等が、資金運用にあたり公的な団体として留意しなければならない事項をとりまとめ、本指針を制定すること

本指針が厳格に順守されるよう、関連公社等を指導監督すること

関連公社等の役員、職員が、資金運用に関する必要な知識を習得できる機会を提供すること

市場環境の変化、関連公社等の要望を踏まえ、必要に応じて本指針を改定すること

#### (2) 関連公社等の責務

関連公社等は、自らの自主的な判断により公的な団体にふさわしい資金運用を行うよう、県の指導・助言を参考としつつ、資金運用に関する知識・技術の研鑽に取り組むこととして、以下の行為を行う。

本指針の内容を理解し、自身の判断としてその内容を順守すること

本指針の定めるところにより、県へ協議・報告を確実に行うこと

本指針に定めのない事項あるいは本指針の解釈に関する疑義について、県に協議し指導・助言を求めること

### 4. 兵庫県資金管理委員会

#### (1) 沿革

兵庫県資金管理委員会（以下、「資金管理委員会」と言う。）は、県の資金運用等に関する指導・助言を行うため、「資金管理委員会設置要綱」（平成19年6月22日施行）により設置された外部有

識者のみで構成される委員会である。

(2) 関連公社等の資金運用への関与

資金管理委員会は、関連公社等の資金運用に関し専門的見地から指導・助言するよう、兵庫県公社等運営評価委員会の委任を受けており、以下の事項について指導・助言を行う。

本指針の策定・改定に関すること

関連公社等の資金運用状況に関すること

関連公社等から県に寄せられた協議事項のうち、専門的な知見から検討が必要な項目に関する  
こと

(3) 資金管理委員会からの指導・助言の取り扱い

(2)の指導・助言内容については、委員会の議事要旨として県財政課が取りまとめたうえで、  
県としての対応方針を定め、関連公社等に通知する。

(2) - 及び に関する指導・助言については、併せて兵庫県公社等運営評価委員会へ報告  
する。

## 第2章 関連公社等の資金運用

関連公社等の資金運用にあたっては、以下の第1から第3に掲げる留意事項を遵守して運用実務に  
あたる。

### 第1 資金運用の準備に関する留意事項

#### 1. 資金運用方針の策定

関連公社等は、資金運用にあたって必要な事柄を定める「資金運用方針」を策定し、その定め  
るところに従って資金運用業務を遂行する。

(1) 資金運用方針に記載する事項

資金運用の基本方針に関すること

年間資金計画に関すること

資金運用の組織体制・意思決定手順に関すること

取引先金融機関に関すること

金融商品を取得等する手続きに関すること

運用対象とする金融商品に関すること

運用資産のモニタリングに関すること

運用資産のリスク管理に関すること

その他必要な事項

(2) 策定の手続き

資金運用方針の策定にあたっては、その内容について県財政課に協議する。

県財政課は、前項の協議にあたり必要に応じて資金管理委員会に指導・助言を仰ぐとともに、  
関連公社等の資金運用方針の策定結果を資金管理委員会に報告する。

資金運用方針は、関連公社等の最高位の意味決定方法により決定される。

改定の際の手続きは、策定の手続きに準じる。

## 2．資金運用責任者の選任

関連公社等の長は、資金運用を着実にを行うため、関連公社等の役職員のなかから資金運用責任者を選任する。

## 3．年間資金計画の作成

資金運用責任者は、効率的・効果的な資金運用を行うため、事業年度単位で資金運用に関する基本的な方向性を示す「年間資金計画」を作成する。

### (1) 年間資金計画に記載する事項

年間運用可能額  
有価証券の受取利息額及び満期到来額  
資金運用の方向性  
予算上の想定利回り  
今後（当面5年程度）の資金動向  
その他必要な事項

### (2) 年間資金計画の変更

以下の事例のいずれかに該当する場合は、年間資金計画の変更を行う。

預託先の金融機関が破綻したとき  
保有する有価証券の発行体が破綻したとき  
市場環境の変化により運用資産全体の価格に著しい変動を生じたとき  
個別の運用資産について深刻な価格変動を生じ、運用資産全体への影響が懸念されるとき  
運用可能な資金量に著しい増減が生じたとき  
その他重要な変化が認められたとき

### (3) 作成・変更の手続き

年間資金計画の作成・変更にあたっては、関連公社等の経営に責任のある者との協議を要する。  
年間資金計画は、の協議を経たうえで、関連公社等の長の承認により決定される。  
関連公社等は、年間資金計画を作成または変更した場合は、速やかに県財政課に報告する。

## 4．資金運用委員会の設置

### (1) 設置要件

運用財産の規模が10億円以上ある関連公社等は、資金運用に関する組織体制を充実・強化し、経営上の観点を踏まえた判断を行うため、「資金運用委員会」を設置する。

運用財産の規模が10億円未満の関連公社等は、資金運用上の必要に応じて資金運用委員会を設置することができる。

### (2) 資金運用委員会が審議する事項

資金運用方針の策定、改定に関すること  
年間資金計画の作成、変更に関すること  
資金運用の実施に関するもののうち、慎重な判断を要すること  
運用状況の評価、見直しに関すること  
中長期的な管理計画の策定、改定に関すること

その他、必要な事項に関すること

(3) 資金運用委員会の委員

資金運用委員会の委員は、関連公社等の長が指名する。

前号の指名にあたっては、資金運用責任者に加え、関連公社等の経営全体に対して責任ある者を1名以上選任する。

資金運用委員会の委員は、資金運用に関する専門的な知識の習得・理解の向上に努める。

(4) 資金運用委員会の運営

資金運用委員会の議事は、原則として出席委員全員の同意により決定する。

(5) 会議録の作成

資金運用委員会の議事内容は、その要旨を会議録として作成し保存する。

5. 意思決定権限の明確化

関連公社等の長は、資金運用の実施にあたり、運用の対象とする金融商品の決定、運用中の金融商品の中途売却を行う際の意思決定の権限を持つ者(自身である場合を含む。)を明確にし、資金運用方針において明記する。

の意思決定権限は、内容・金額等に応じて段階を設けて設定することができる。

6. 取引先金融機関の選定

(1) 取引先金融機関の指定

資金運用に関する取引は、予め指定した金融機関を対象とする。

(2) 選定上の留意事項

取引先金融機関の指定にあたっては、金融機関の規模、格付、活動実績、地域密着度等を総合的に勘案し、慎重に選定する。

公平性、競争性、確実性を確保するため、取引先金融機関は複数社を選定する。

選定の考え方は、資金運用方針に明記するなどして透明性を確保する。

第2 資金運用の実施にあたっての留意事項

1. 運用の対象とする金融商品

関連公社等が運用の対象とすることができる金融商品は、以下のとおりとする。

(1) 普通預金・通知預金・定期預金

預金保険制度下にあることを前提とし、1金融機関あたりへの預金額は、 )当該金融機関からの借入金(相殺債務)の金額と )1,000万円のいずれか大きい方を限度とする。

県が別途通知する金融機関に限り、限度額を超えて預託することができる。

(2) 大口定期預金・譲渡性預金

相殺債務のある金融機関に限り預託先とし、当該金融機関からの借入金の金額を限度とする。

県が別途通知する金融機関に限り、限度額を超えて預託することができる。

(3) 外貨預金

以下の要件をすべて満たすものに限り、対象とする。

) 関連公社等の業務上、その通貨による支払いが一定の規模以上で恒常的にある。

- ）預金額が ）の支払い規模に対して適切な範囲である。
  - ）預金先金融機関が、格付機関から一定水準以上の格付を獲得している。
  - ）デリバティブを内包しない。
    - ）の支払いの規模及び - ）の預金の規模は、関連会社等と県で必要に応じて個別に協議して判断する。
    - ）の格付水準は、県が別途通知する。
- (4) 買戻特約付債券現先
- (6) ~ (9) を担保債券とするものに限る。
  - 投資適格(トリプルB格)以上の格付を保有する証券会社に預託する。
- (5) グループファイナンス
- グループファイナンスとは、兵庫県と関連会社等との間で、流通市場を介さずに行われる資金の相互融通であり、以下に掲げるいずれかの形態をとるものを指す。
- ）繰上償還要求特約付兵庫県債(証書形式)
  - ）県の歳計現金への一時貸付金(1カ月単位)
  - ）関連会社等が発行する債券(市場公募されるものは除く。)
  - ）県の県債管理基金による短期貸付金(県債管理基金集約関係団体に限り、集約時に抛出した金額を上限とする。)
- (6) 国債(短期国債、政府短期証券を含む。)
- (7) 政府関係機関債(政府保証債及び財投機関債(道路会社等を含む))
- (8) 地方債
- (9) 地方公社債のうち元利金の支払いを地方公共団体が債務保証しているもの
- (10) 国内事業会社債(前号に該当しない地方公社債を含む。)
- 以下の要件をすべて満たすもの限り、対象とする。
- ）発行体または当該債券が、格付機関から一定水準以上の格付を獲得している。
  - ）格付水準に応じ、残存期間が一定の範囲内である。
  - ）デリバティブを内包しない。ただし、特約条項等により強制的に株式に転換されることがない一般的な株式転換社債については、この例外とする。
    - ）の格付水準は、県が別途通知する。
    - ）の残存期間は、県が別途通知する。
- (11) 外貨建ての外国国債
- 以下の要件をすべて満たすもの限り、対象とする。
- ）関連会社等の業務上、その通貨による支払いが一定の規模以上で恒常的にある。
  - ）保有額が ）の支払い規模に対して適切な範囲である。
  - ）発行体または当該債券が、格付機関から一定水準以上の格付を獲得している。
  - ）デリバティブを内包しない。
    - ）の支払いの規模及び - ）の預金の規模は、関連会社等と県で必要に応じて個別に協議して判断する。
    - ）の格付水準は、県が別途通知する。

(12) 円貨建ての外国債券（サムライ債）

以下の要件をすべて満たすものに限り、対象とする。

- ）発行体または当該債券が、格付機関から一定水準以上の格付を獲得している。
- ）格付水準に応じ、残存期間が一定の範囲内である。
- ）デリバティブを内包しない。
  - ）の格付水準は、県が別途通知する。
  - ）の残存期間は、県が別途通知する。

(13) 円貨建ての国外市場発行債券（ユーロ円債）

発行体が国内法人である場合は国内事業会社債の例に、国外法人である場合は円貨建ての外国債券（サムライ債）の例に準じる。

(14) 信託受益権

以下の要件をすべて満たすものに限り、対象とする。

- ）(6)～(9)の金融商品（証券形式のものを含む。）を原債券とするものに限る。
- ）デリバティブを内包する場合は、固定・変動の金利スワップ契約に限る。
- ）いかなる場合も原債券を購入するよりも有利な利回りが常に確保できる商品設計である。

## 2. 運用財産の区分による対象金融商品の制限

### (1) 基本財産の運用

基本財産（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第172条第2項に定める基本財産及びそれに類する財産）は、法令により維持及び処分の制限について慎重な取り扱いが求められているところであり、より安全性を重視した管理、運用を行うこととし、第2-1-(1)～(2)、(4)～(9)の金融商品に限り行うことができる。

### (2) 事業財産の運用

事業財産（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第131条に定める基金、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第18条に定める公益目的事業財産（基本財産に準じると見做されるものを除く。）及びこれに類する財産）は、関連公社等の設立目的となる事業を、中長期的な経営計画に基づき円滑に実施するため、公的組織として求められるべき運用資産の安全性確保への責務を損なわない限りにおいて、適切な方法により、管理、運用を行うこととし、第2-1に列挙する金融商品のすべてを対象として行うことができる。

第2-1-(10)～(13)の金融商品については、総運用資産に対し保有できる割合を、県が別途通知する。

## 3. 中途売却

第2-1-(6)～(14)の金融商品の中途売却に関する留意事項は、以下のとおりである。

市場の動向や中長期的な資金計画を勘案し、必要に応じて中途売却を行うことができる。

経済情勢の変化等により満期より前に中途売却する場合には、中途売却の経済的合理性を十分に確認する。

株式転換社債の売却にあたり、株式に転換したうえで売却した方が社債のまま売却するよりも有利であるときは、直ちに売却する場合に限り、例外的な措置として社債を株式転換できる。

短期的な収益追求を目的として中途売却を繰り返し行うことを前提とした資金運用は、公的団体の資金運用姿勢として不適切であり厳に慎む。

#### 4．発行体の分散

第2-1-(10)～(13)の金融商品を複数保有する場合は、発行体の分散を図り、信用リスクの軽減回避に努める。

#### 5．債券の残存期間

##### (1) 期間の制限

本指針で別に定めのあるものを除き、第2-1-(6)～(14)の金融商品の残存期間は、その範囲及び割合を、県が別途通知する。

##### (2) 満期の分散

第2-1-(6)～(14)の金融商品を複数保有する場合は、満期到来時期の分散を図り、金利変動リスクの影響に強い耐性をもつポートフォリオの構築を心がける。

#### 6．金融商品の取得等における競争性の確保

##### (1) 金融商品の取得時

複数の取引先金融機関において取扱いのある金融商品を取得する場合は、原則として2以上の金融機関から条件の提示を得て最も有利な条件を提示した金融機関と契約する。

主幹事方式により発行される債券など特定の取引先金融機関のみで取扱いのある金融商品を取得する場合は、その金融機関と契約する。

##### (2) 金融商品の解約・売却時

複数の取引先金融機関に売却可能な金融商品は、原則として2以上の金融機関から条件の提示を得て最も有利な条件を提示した金融機関に売却する。

取得元金融機関など特定の取引先金融機関でしか解約・売却の対応ができない金融商品については、当該金融機関との協議による。

##### (3) グループファイナンスの取り扱い

グループファイナンスは、県及び関係する関連会社等の協議により取得、解約・売却する。

### 第3 運用中の資金の管理に関する留意事項

#### 1．運用資産全体の現在価値の算定

##### (1) 運用資産のリスク状態の把握

第2-1-(6)～(14)の金融商品を保有する場合は、その時価を把握し、運用資産全体の現在価値を算定するとともに、運用資産の将来的なリスクの状態の把握に努める。

時価の把握の頻度は、把握する内容に応じ合理的なものとする。

算定した現在価値及び将来的なリスクの状態は、3ヵ月ごとに県に報告する。

資金運用委員会を設置している関連会社等にあつては、併せて資金運用委員会にも報告する。

## (2) 年間資金計画の変更

運用資産全体の現在価値や将来的なリスクの状態に重大な変化がある場合は、第1 - 2の該当規定により年間資金計画の変更を行う。

## 2. 格下げ時の対応

第2 - 1 - (3) (10) ~ (13)の金融商品について、保有期間中に格下げ(複数の格付け機関による格付がある場合は、そのすべてが格下げされたとき。)があった場合の対応は、以下による。

格下げ後においても新規取得時の対象要件に合致する場合は、引き続き運用を継続できる。

格下げの結果、新規取得時の対象要件に合致しなくなった場合は、原則として解約・売却に努め、運用資産のリスクの状態の改善に取り組む。ただし、引き続きいずれかの格付け機関による格付がトリプルB格以上の格付を有している場合はこの限りでない。

格下げの結果、格付状況がダブルB格以下となった場合は、速やかに当該金融商品を解約・売却するとともに、第1 - 2の該当規定に則り、年間資金計画の改定を行う。

## 3. 既に保有する金融商品の取扱い

本指針に基づく資金運用方針の策定または改定以前に、第2 - 1に定める対象要件に合致しない金融商品を購入し、引き続き保有している場合の対応は、以下による。

解約・売却による速やかな処分を検討する。

検討の結果、経済的合理性を欠く場合等、速やかに解約・売却することが不相当または困難な場合は、当該金融商品の「中長期的な管理計画」を定め、特別な管理または計画的な処分を行う。

中長期的な管理計画には、以下の事項について記載する。

- ) 金融商品の正式名称・内容
- ) 金融商品の現在価値とその算出根拠
- ) 処分を行うための客観的な基準

中長期的な管理計画の策定・改定にあたっては、以下の手続きによるものとする。

- ) 中長期的な管理計画の策定にあたっては、その内容について県財政課と協議する。
- ) 県財政課は、前項の協議にあたり必要に応じて資金管理委員会に指導・助言を仰ぐとともに、関連会社等の中長期的な管理計画の策定結果を資金管理委員会に報告する。
- ) 中長期的な管理計画は、関連会社等の最高位的意思決定方法により決定される。
- ) 改定の際の手続きは、策定の手続きに準じる。

## 4. 法令遵守義務違反に対する対応

債券の発行体や取引先金融機関が法令遵守義務違反を犯した場合の対応は、以下による。

違反の内容・程度、国の行政処分の有無等を勘案して、県が対応方針を検討し、その内容を関連会社等に通知する。

関連会社等は、県の通知内容を踏まえて対応する。

## 5. 運用結果の報告

関連会社等は、毎年4月1日、7月1日、10月1日及び翌年1月1日の運用状況により、資金



運用の結果を県に報告する。

県は、毎年 4 月 1 日の運用結果報告をもとに、各関連公社等の資金運用状況を資金管理委員会に報告し、指導・助言を受ける。

#### 6. 専門的な見地から評価

以下のいずれかに該当する場合は、その対応方針について必ず県を經由して資金管理委員会に諮問し、専門的な見地からの指導・助言を受ける。

第 3 - 2 - または に該当する事例が生じた場合

第 3 - 3 に該当する事例が生じた場合

その他、県が必要と判断した場合

### 第 3 章 県の資金運用

県の資金運用にあたっては、以下の第 1 から第 3 に掲げる留意事項を遵守して運用実務にあたる。

#### 第 1 資金運用の準備に関する留意事項

##### 1. 資金運用方針の策定

県は、資金運用にあたって必要な事柄を定める「資金運用方針」を策定し、その定めるところに従って資金運用業務を遂行する。

##### (1) 資金運用方針に記載する事項

資金運用方針に記載する事項は、関連公社等の規定と同様である。

##### (2) 策定の手続き

資金運用方針の策定にあたっては、資金管理委員会に意見を諮問する。

資金運用方針は、財務部長の承認により決定される。

改定の際の手続きは、策定の手続きに準じる。

##### 2. 資金運用責任者の選定

県の資金運用責任者は、県の行政組織規則による。

##### 3. 年間資金計画の作成

県は、効率的・効果的な資金運用を行うため、毎年度の資金運用に関する基本的な方向性を示す「年間資金計画」を作成する。

##### (1) 年間資金計画に記載する事項

年間資金計画に記載する事項は、関連公社等の規定と同様である。

##### (2) 年間資金計画の変更

年間資金計画の変更を要する事由は、関連公社等の規定と同様である。

##### (3) 作成・変更の手続き

年間資金計画の作成にあたっては、資金管理委員会に意見を諮問する。

年間資金計画は、財務部次長の承認により決定される。

変更の際の手続きは、作成の手続きに準じる。

#### 4．意思決定権限の明確化

資金運用業務の意思決定権限は、県の決裁規定による。

#### 5．取引先金融機関の選定

取引先金融機関の選定に関する留意事項は、関連公社等の規定と同様である。

### 第2 資金運用の実施にあたっての留意事項

#### 1．運用対象とする金融商品の制限

##### (1) 基金の運用

基金（地方自治法第241条に定める基金）は、法令により慎重な取り扱いが求められているところであり、より安全性を重視した管理、運用を行うこととし、関連公社等の運用の対象となる金融商品として第2章 - 第1で列挙したもの（以下、「運用対象金融商品」と言う。）のうち、(1)～(2)、(4)～(9)に限り行うことができる。

##### (2) 歳計現金の運用

歳計現金（地方自治法第235条の4に定める現金）は、現金収支の動向を十分に見極め、日々の支払いに支障を生じない範囲で、機動的に運用を行うこととし、運用対象金融商品(1)～(2)、(4)に限り行うことができる。

#### 2．債券保有の考え方

##### (1) 満期保有の原則

運用対象金融商品(6)～(9)については、原則として満期保有を前提とする。

個別の基金において、当該金融商品を現金化する必要が生じた場合は、保有する期間に応じた受取利息を清算した上で、他の基金が保有する現金と交換する。

(2)の受取利息の精算は、交換後、最初の利息受取時に実施する。

##### (2) 例外的な中途売却

特段の事情により運用対象金融商品(6)～(9)を市場に中途売却する必要が生じた場合は、資金管理委員会の指導・助言を仰ぐ。

#### 3．残存年限

##### (1) 年限の設定

運用対象金融商品(6)～(9)による資金運用の実施にあたっては、個々の基金の設置目的を勘案し、それぞれに適切な残存年限の範囲及び割合を設定する。

##### (2) 満期の分散

満期到来時期の分散に関する留意事項については、関連公社等の規定と同様である。

#### 4．金融商品の取得等における競争性の確保

金融商品の取得等における競争性の確保に関する留意事項については、関連公社等の規定と同様である。

### 第3 運用中の資金の管理に関する留意事項

#### 1．運用資産全体の現在価値の算定

(1) 運用対象金融商品(6)～(9)を保有する場合は、その時価を把握し、運用資産全体の現在価値を算定するとともに、運用資産の将来的なリスクの状態を把握に努める。

(2)(1)の規定による時価の把握の頻度は、把握する内容に応じ合理的なものとする。

(3)(2)により算定した現在価値及び将来的なリスクの状態は、定期的に資金管理委員会に報告する。

(4) 運用資産全体の現在価値や将来的なリスクの状態に重大な変化がある場合は、第1-2の該当規定により年間資金計画の変更を行う。

#### 2．集約基金の運用の取扱い

関連公社等から資金集約した基金の運用については、以下の取り扱いによる。

集約後の運用に関する規定は、県の資金運用方針を適用する。

集約した時点で県の資金運用方針に定める対象要件に合致しない金融商品の取り扱いについては、当該金融商品を保有していた関連公社等において特段の意向がない限り、満期まで存置する。

#### 3．法令遵守義務違反に対する対応

債券の発行体や取引先金融機関が法令遵守義務違反を犯した場合は、その内容・程度、国の行政処分の有無等を勘案して、対応方針を検討し、その内容を関連公社等に通知する。

#### 4．運用結果の報告

県は、毎年4月1日及び10月1日の運用状況により、資金管理委員会に文書報告する。

県の資金運用結果は、毎年度末に資金管理委員会の評価を受ける。